

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	宮城県栗原市		
計画期間 実施期間	H20～H24 H21	総事業費(交付金)	90,290千円(45,144千円)

1 計画全体について

	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	本計画は、交流人口の増加と地域農産物の販売額の増加を目標としており、本施設を整備することにより、都市住民との交流の拠点及び地域農産物の販売拠点として位置づけられるとともに、地域の生産者の生産意欲の向上につながり、農山漁村の活性化を図るものである。よって、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	平成19年度栗原市後期過疎地域自立促進計画及び栗原市総合計画に位置づけられており、「地域の特性を活かした産業や交流が盛んなまち」として、農産物の安全・安心に対する意識の高まりを受け、栗原産農産物の安全性を確保・向上させるなど、生産・加工・販売の一体化を支援し、高付加価値化に必要な条件整備を行うこと掲げており、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	当地区の「栗原市若柳地区農産物直売所を考える会」という50名有余の農業者等を会員とした組織を平成18年に設置し、その組織の中で、本地域に根ざした直売所施設経営のあり方について調査、研究を行いながら、施設内外での販売管理のあり方・年間を通じた農産物の提供を可能とするための作付振興体制のあり方・地域の特性を生かした加工管理組織のあり方・より多くの方々に利用いただくための誘客事業(イベント)のあり方等について専門部会等を設置しながら検討されてきており、その内容は具現化されてきている。よって、十分な合意形成が図られていると判断できる。
事業の推進体制は確立されているか	適	上記の「栗原市若柳地区農産物直売所を考える会」が母体となり、栗原市若柳地区農産物直売所管理運営協議会(仮称)を年度内に立ち上げることとしている。また、農業者以外の第三者機関である、県普及センター、JA、商工会等の関係機関の指導・情報提供を頂きながら事業の推進を図っていくこととしており、事業の推進体制は確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	事業活用活性化計画目標として、交流人口の増加と地域農産物の販売額の増加を目指すものであり、事業内容は新たに地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)と処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)を整備することにより、各種イベント等を開催しながら、都市住民との交流促進を図るとともに、地域農産物の販売及び加工品を販売することによって、地域農産物の販売額の増加へつながるものであることから整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	実施期間が1年で施設の整備、事業効果については3年として、計画期間を4年としたものであり、実施要綱第3の3において適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付要望額=45,144千円、交付限度額=事業費90,290千円×交付額算定交付率1/2=45,144千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	本計画は実施中又は既に完了した施設等を対象とするものではなく、新規に取り組む事業であることから、本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	左記省令の耐用年数表により、農林水産物直売・食材提供供給施設(木造)、農林水産物処理加工施設の耐用年数は22年であり、左記省令の耐用年数等の5年以上である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について」に基づき算出しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記の費用対効果分析による算定結果が4.08となっており、1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は、実施要領別表「1 事業メニューごとの実施案件」の(1)生産基盤及び施設の整備 処理加工・集出荷貯蔵施設 27 農林水産物処理加工施設、(3)地域間交流拠点整備 41 農林水産物直売・食材提供供給施設であり、事業実施主体は実施要領別表「2 要件類別」の16に位置づけられている市町村であるので要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業実施主体は市町村であり、個人に対する交付ではない。また、農林水産物直売・食材提供供給施設、農林水産物処理加工施設としての利用と目的も明確であるため、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	適	現状の入り込み客数を当該地区の入り込み客数の125,996人(H18~20)とし、本計画で農林水産物直売・食材提供供給施設等の整備とあわせて、各種イベント等を企画することにより、目標設定の増加は見込める。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	当該地区内に、常設でない、小規模の簡易施設での直売所があるが、狭い範囲の利用にとどまっている。本計画により整備される施設での広範囲をでの交流とは一線を画しており、安全・安心に拘った農産物の販売、当該地区で生産された大豆の加工品等を販売、又は各種交流イベント等を開催することで、近隣の類似施設との差別化を図り、施設利用者の増加を図ることができる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	都市住民のみならず、近隣住民も含めて、幅広い年齢層が利用できるように、地元農産物の提供だけではなく、当該地区で生産された大豆の加工品等の品揃えも充実させ、消費者の多様なニーズに対応できるよう、通年を通して利用できるよう検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	本計画の事業実施場所は、当該地区の主要幹線道路である国道398号線沿いにあり、交通量も多く、施設利用者の増加が見込める場所である。施設の規模の決定にあたっては、農産物等販売物の陳列面積、買物の販売面積、加工施設の必要面積等を算出し、それぞれ260㎡、140㎡とした。 当該地は、JA、市役所等の関係機関が近隣にあることから各種指導等が容易に行えること。また、小、中学生等を対象とした交流イベントを行うにあたっては、小、中学校等が近隣にあり、事業推進が容易に行えることから、当該地を選定した。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	延べ面積㎡当たり建設費は、約17.5万円(70,151千円/400㎡)であり、強い農業づくり交付金事業における産地形成促進施設の上限建設費、延べ面積㎡当たり24.5万円を下回っており、過大な積算ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	施設の設計は、過大なものとならないように必要最小限に抑えている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品として、加工場の什器類と陳列ケースを交付金で整備する計画である。当該備品は、事業遂行上必要不可欠なものであって、業務用として整備するものであることから、汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	本計画の事業実施場所は、当該地区の主要幹線道路である国道398号線沿いにあり、集客力もあり、商品搬入の面からもアクセスしやすいという利点のある場所である。また、JA、市役所等の関係機関が近隣にあることから各種指導等が容易に行えること。また、小、中学生等を対象とした交流イベントを行うにあたっては、小、中学校等が近隣にあり、事業推進が容易に行えることなど、利便性が良い場所である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地については、県有地であるが、市と来年度に売買契約を結ぶ予定である。その後、管理運営主体である栗原市若柳地区農産物直売所管理運営協議会(仮称)と市で借地契約を締結し、借用する予定である。

事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体である、市の負担は45,146万円であり、一般財源で予算措置を行うこととしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	管理運営主体である栗原市若柳地区農産物直売所管理運営協議会(仮称)に借用し、管理運営主体で、販売手数料収入等を充当し、管理費用等に充てる予定としている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	本計画を策定するにあたり、収支計画の試算は行っている。平成21年度中にさらに精査を行うこととしている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。